

憲法 9 条 戦争放棄

❖ 日本国憲法 ❖

(政治道徳の法則は普遍的である)

日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

憲法は国民が国家を制限するもの

憲法は国の最高法規



法律よりも上に輝く憲法・法律を見守っている日本国憲法・世界の規範である ∞

地球に住み続けるためには、戦争を避けなければならない。憲法9条が世界を明るく照らす☆になって輝いていく。

